

生活衛生関係営業者の皆様へ

- ・理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業・ホテル旅館業
- ・興行・鮭商・食肉販売業・社交飲食業・麺類飲食業・喫茶飲食業
- ・料理飲食業・中華料理業・その他飲食店

2019

生活衛生同業組合ご加入のご案内

毎年11月は、
生活衛生同業組合
による、
「活動推進月間」
です。

“生活衛生同業組合”ってなに？

- 皆様方の営業は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」という法律で、生活衛生関係営業(生衛業)と呼ばれています。
- 生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことのできない生活密着型の大事な業種であり、常に道民生活の向上と地域の発展に寄与しています。

営業者の自主的活動団体として 主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に関する指導
- (2) 営業施設の設備改善や経営の健全化のための資金のあっせん
- (3) 組合員の営業に関する技術の改善向上に関する事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

皆様の生活衛生同業組合への加入をおすすめします。

- 生活衛生関係営業は道民の生活に密着した営業ですが、その多くは、家族労働中心の経営基盤の弱い小規模零細企業です。そのため、経営の近代化、合理化が遅れがちになる傾向があります。
- 消費者ニーズの多様化や少子高齢化が進行する中、生衛業の経営安定を図るためには、しっかりした経営方針をもつことが大切です。
また、生衛業界が一致団結して取り組んで行く必要があります。
- 飲食業をはじめ生活衛生関係営業にとって、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌 O157 等による食中毒・感染症の予防対策は重要な課題です。
生衛業界では、消費者・利用者の皆様に安全安心なサービスをお届けするため、各種研修会の開催や情報提供に取り組んでいます。

低利率で日本政策金融公庫の融資が受けられます。

振興事業貸付・生活衛生改善貸付（無担保・無保証人）

各種保険制度に加入できます。

生命共済・火災共済・賠償責任保証制度など

各種講習会、研修会に参加できます。

経営・融資・税務・安全衛生・技術の向上のための研修会・講習会

標準営業約款（S マーク）登録ができます。



理容、美容、クリーニング業、めん類飲食店、一般飲食店
営業者を対象に消費者・利用者の強い信頼を得るため、
S マークの登録を行い信用と需要の促進を図っています。
登録するとお店が紹介されます。

（公財）全国生活衛生営業指導センターのホームページ
<http://www.seiei.or.jp/top/index.html> の左のマークをクリックすると地域ごとに紹介されます。

日本音楽著作権協会(JASRAC)の使用料が割引になります。

お店やホテルでカラオケ装置などを設置して契約したとき、
組合員に対して 2 割引の特典があります。

業界の最新情報を知ることができます。

各組合は情報誌を発行しています。

また、ホームページも開設しています。



あなたもぜひ、組合にお入りください。なお、詳細については組合におたずねください。

がんばる生同組合の姿



理容組合



71年の歴史を誇る北海道理容競技大会はさまざまな競技があり、全国大会出場が懸る部門では、選手が上位を目指してしのぎを削り、学生部門では理容学校生が学生技術大会の腕試しとして挑戦しています。



青年部が主体となり献血運動のほか、慈善団体への寄付や清掃・畑の土起こしなどの奉仕活動を行いました。9月第2月曜の「理容ボランティアの日」は道内62支部全組合員がボランティア活動に参加します。



サロンの増収とメニュー化に役立ててもらうため、組合、地区会、支部の主催で技術や経営管理に関するセミナーなど営業支援事業を実施し、組合員の技術や知識の向上を図っています。



美容業組合



組合ではその組織力を生かして、全国的にも知名度のある先生を毎年北海道にお招きし、セミナーを開催しています。その内容は、美容関係に留まらないものとなっています。



毎年行われている北海道美容技術選手権大会（全道大会）です。2018年度は函館アリーナでおこなわれました。組合員加入サロンの若手技術者を中心に、日頃の美容技術を競う場となっています。また、一部競技は、美容専門学校生の参加もいただいています。次回からは、HOKKAIDOビューティーFESTAとして、生まれ変わります。



クリーニング組合



北海道クリーニング生活衛生同業組合では、「クリーニング師試験受験のための講習会」を実施しています。平成30年度は50名程度が受講。2019年度は8月31日（土）を予定。講習会ではクリーニング実技研修も行いました。

店頭にハンガーの再利用、マイバッグ利用を呼びかけるポスターを掲示して、来店のお客様に協力をお願いしています。

当店をご利用のお客様へ

当店ではゴミの減量化に取り組んでいます。

ハンガーの再利用、マイバックの利用にご協力ください。

当店ではクリーニングハンガーの再利用に取り組んでいます。当店のプラスチックハンガーは回収いたしますので、次回来店の際にお手数ですがご持参ください。
マイバックのご利用もお願いいたします。

クリーニング商品のお持ち帰り後についてのご注意
仕上がり時の包装に用いているポリカーは、お持ち帰り後すぐに取り外してください。ポリカーを付けたままにしますと、大切な衣類に異変が生じる場合がありますのでご注意ください。

北海道クリーニング生活衛生同業組合加盟店
公益財団法人 北海道生活衛生同業組合センター



興行組合

Hokkaido Cinema Festival

第14回 ほっかいどう映画まつり

シネマラリー

2018年11月1日（木）～12月31日（月）

主催／ほっかいどう映画まつり実行委員会 主幹／北海道興行生活衛生同業組合

映画好きは思慮深く、異性にモテる。
…というデータはない。

14回目となる「ほっかいどう映画まつり★シネマラリー」は昨年の11月～12月の2ヶ月間、全道20劇場で実施されました。応募数は前回は1千通も上回る9,299通（史上3位）を記録！抽選で333名様に映画フリーパスや映画鑑賞券をお届けしました。

毎年11月は、生活衛生同業組合による「活動推進月間」です。

鮭商組合



◀道産の日、すしの日のイベントで道産食材や鮭の魅力を広くPR!

平成30年度のポスターは、「道産の日」、「すしの日」とも青年部が手掛けました。▶



公衆浴場業組合



今年度、全道の組合員施設を掲載した「銭湯マップ」を作成し、地域生活者だけでなく、本州フェリーターミナル、道の駅、観光協会などに配置し、北海道を訪れた観光客などに「銭湯」を利用してもらい、集客と業界の活性化に取り組みしました。

ホテル旅館組合



札幌国税局の担当者をお招きし、2019年10月1日から導入される予定の「消費税軽減税率制度」について、インボイス制度、軽減税率対策補助金制度等の説明会を全道の組合員へお声掛けし、特別セミナーとして開催しました。

社交飲食組合



平成30年6月20日、網走市において「オホーツク酒場コミュニケーション」をスローガンに全道社交飲食業者網走大会が華やかに開催されました。われわれ社交業界は、ストレスの多い現代社会において、「癒しの場」を提供することに努めています。



麺類飲食業組合



2019「新そばを楽しむ会」は大勢ご参加いただき大いに賑わいました。北海道の大地で育まれた香り豊かな新そばを存分に楽しんでいただきました。本年11月には、組合創立50周年事業として、「第85回全国麺類飲食業者北海道大会」を開催します。



喫茶飲食組合



札幌に春の訪れを告げるライラック祭に「カフェテラス ライラック」を出店。大勢のお客さまで賑わいました。

料理飲食業組合



飲食店経営の皆さま、新規創業をお考えの方は料理飲食業生活衛生同業組合に加入しませんか。詳しくはWebで⇒www.h-ryouin.com

食肉組合



『大通公園で開催された「さっぽろオータムフェスト2018」』に出店。道産和牛の試食会では大勢のお客様が来場されて賑わいました。

中華料理組合



中華料理生活衛生同業組合では、ホームページを開設し、組合員への情報提供や、組合への加入を検討されている営業業者への皆さまへご案内を行っています。詳しくは⇒www.hokkaido-chuka.or.jp

生活衛生関係営業者の皆様へ

理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業・ホテル旅館業・興行・鮭商・食肉販売業
 社交飲食業・麺類飲食業・喫茶飲食業・料理飲食業・中華料理業・その他飲食店

令和元年度無料地区相談室のご案内

～専門の相談員がお答えします～



◆ 当指導センターでは、次のような相談を専門的に解決するために、下記の日程により地区相談室を開設いたします。なお、相談内容は他に洩らすことはありません。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 経営全般の相談 | 3 公庫融資の相談 | 5 衛生管理の相談 |
| 2 新規開業の相談 | 4 企業再生の相談 | 6 業界情報の提供 |

◆ 相談室の開設日・場所

【相談員】 中小企業診断士・生衛業経営指導員

【時 間】 午後1時から午後4時（予約制）

※ 相談ご希望の方は、事前に当指導センター又は生同組合にご連絡ください。

【開催日・場所】

●札幌地区

令和元年	6月	4日(火)	橋詰 敦樹	中小企業診断士	}	北海道浴場会館3階会議室 札幌市中央区大通西16丁目2番地 電話：011-615-2112
令和元年	8月	6日(火)	中間 溜	中小企業診断士		
令和元年	10月	29日(火)	門倉 寛	中小企業診断士		

●小樽地区 午後2時30分から

令和元年	5月	28日(火)	高田 雅文	中小企業診断士	日本政策金融公庫小樽支店 小樽市稲穂2丁目1-3 電話：0134-23-1167
------	----	--------	-------	---------	--

●釧路地区 午後2時から

令和元年	6月	17日(月)	佐藤 真康	中小企業診断士	日本政策金融公庫釧路支店 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル 電話：0154-43-3330
------	----	--------	-------	---------	--

●室蘭地区 午後2時から

令和元年	7月	23日(火)	森永 勉	中小企業診断士	室蘭中小企業センター 室蘭市東町4丁目29-1 電話：0143-43-3619
------	----	--------	------	---------	---

●帯広地区 午後2時から

令和元年	7月	30日(火)	佐藤 真康	中小企業診断士	ホテルグランテラス帯広 帯広市西1条南11-2 電話：0155-27-0109
------	----	--------	-------	---------	---

●千歳地区 午後2時から

令和元年	8月	20日(火)	村部 順一	中小企業診断士	千歳商工会議所 千歳市東雲町3-2-6 電話：0123-23-2175
------	----	--------	-------	---------	---

●北見地区 午後2時から

令和元年	9月	10日(火)	佐藤 真康	中小企業診断士	北見商工会議所 北見市北3条東1丁目2 電話：0157-23-4111
------	----	--------	-------	---------	---

●函館地区 午後2時から

令和元年	10月	3日(木)	大岩 佳弘	中小企業診断士	函館商工会議所 函館市若松町7-15 電話：0138-23-1181
------	-----	-------	-------	---------	--

●旭川地区 午後1時から

令和元年	10月	16日(水)	金谷 博光	中小企業診断士	日本政策金融公庫旭川支店 旭川市四条通9丁目1704-12朝日生命ビル 電話：0166-23-5241
------	-----	--------	-------	---------	---

随 時 相 談

上記の相談日のほか、経営・融資・税務・労務・法務・衛生などの専門的相談にお答えしますので随時お問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人
北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
 電話：011-615-2112 FAX：011-615-2113
 ホームページ <https://www.hokkaido-seiei.or.jp>

生活衛生同業組合へのごあんない

組 合 名	郵便番号	住 所	電話・FAX
北海道理容生活衛生同業組合	064-0802	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F	(011)621-4648 (011)612-4279
北海道美容業生活衛生同業組合	064-0802	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 BEAUT20 2F	(011)621-9659 (011)621-9699
北海道クリーニング生活衛生同業組合	065-0014	札幌市東区北14条東12丁目1-3 クリーニングビル 2F	(011)731-6700 (011)731-1177
北海道公衆浴場業生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館2F	(011)611-9341 (011)621-6346
北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル 6F	(011)221-6979 (011)221-4373
北海道興行生活衛生同業組合	060-0063	札幌市中央区南3条西3丁目15 アルファ南3条ビル 5F	(011)231-6361 (011)218-2521
北海道館商生活衛生同業組合	060-0061	札幌市中央区南1条西9丁目 第2北海ビル 4F	(011)261-2651 (011)261-2815
北海道食肉生活衛生同業組合	060-0041	札幌市中央区大通東7丁目18-2 EAST7ビル 7F	(011)280-0029 (011)280-4000
北海道社交飲食生活衛生同業組合	064-0804	札幌市中央区南4条西6丁目 晴ればれビル 5F	(011)221-3993 (011)221-0908
北海道麺類飲食業生活衛生同業組合	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル 7F	(011)221-5963 (011)221-5964
北海道喫茶飲食生活衛生同業組合	060-0042	札幌市中央区大通西16丁目2 北海道浴場会館 1F	(011)616-2611 (011)616-2611
北海道料理飲食業生活衛生同業組合	064-0809	札幌市中央区南9条西3丁目 マジソンハイツ 606号	(011)511-8013 (011)511-5013
北海道中華料理生活衛生同業組合	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条2丁目 3-22 福八内	(011)894-5548 (011)894-5548

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センターご利用のごあんない

営業指導センターは、皆様のお役に立ちます！

生活衛生営業指導センターでは、営業者の方はもちろん、消費者の方にも役立つ、次のような業務を実施しております。

経営相談

経営指導員や中小企業診断士により経営・融資・税務・労務・法務・衛生など経営全般について相談業務を行っています。

苦情相談

消費者の皆様からのお店やサービスに関する苦情相談を承っています。

研修・講習会の開催

営業に関する各種の講習会やクリーニング師研修・従業者の講習会を行っています。

資金の借入れ相談

日本政策金融公庫への融資相談やお店の新築・改装等の資金について相談業務を行っています。

Sマーク店の登録

* Sマーク店は衛生法に基づく「標準営業約款登録店」です。
* 現在、理容・美容・クリーニング・めん類飲食店・一般飲食店の5業種で実施しています。

◆ マークのSは
Standard (安心)、Sanitation (清潔)、Safety (安全)

**私たちは、生活衛生同業組合による
「活動推進月間」(11月)を応援しています。**

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター

〒060-0042 札幌市中央区大通西16丁目2番地 北海道浴場会館1階
TEL (011) 615-2112・FAX (011) 615-2113
http://www.hokkaido-seiei.or.jp info@hokkaido-seiei.or.jp

